株　主　各　位

第18回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

新株予約権等に関する事項 …… １頁
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 … ６頁
個別注記表 …… 11頁

株式会社メディアドゥ

当社は、第18回定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書類のうち、事業報告のうち、「新株予約権等に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」並びに「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.mediado.jp/ir/meeting/）に掲載することにより、提供しております。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区分		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		平成20年５月27日	平成24年２月20日
新株予約権の数		213個	65個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 85,200株 （新株予約権１個につき400株）注3	普通株式 26,000株 （新株予約権１個につき400株）注3
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 110,000円 （１株当たり 275円）	新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり 250円）
権利行使期間		平成22年７月２日から 平成30年７月１日まで	平成26年２月26日から 平成34年２月25日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 15,600株 保有者数 1名	新株予約権の数 3個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 1名

（注）1.①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役若しくは従業員又は当社協力者の地位にあることを要する。但し、当社の取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、当社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年により退職した場合にはこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

3. 平成25年９月14日付で普通株式１株を100株、平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額が調整されております。

区分		第10回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		平成24年５月22日	平成25年５月28日
新株予約権の数		112個	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 44,800株 （新株予約権１個につき400株）注3	普通株式 20,000株 （新株予約権１個につき400株）注3
新株予約権の発行価額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり 250円）	新株予約権１個当たり 100,000円 （１株当たり 250円）
権利行使期間		平成27年２月26日から 平成35年２月25日まで	平成27年８月11日から 平成35年８月10日まで
行使の条件		注1	注2
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 28,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 50個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名
	監査役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

（注）1. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、当社又は当社の子会社の取締役及び監査役を任期満了により退任した場合は、退任の日から２年間、従業員を定年により退職した場合には、退職の日から２年間はこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する割当契約書に定めるところによる。

2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、当社又は当社の子会社の取締役及び監査役を任期満了により退任した場合は、退任の日から２年間、従業員を定年により退職した場合には、退職の日から２年間はこの限りではない。

②その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と付与契約者との間で締結する付与契約書に定めるところによる。

3. 平成25年９月14日付で普通株式１株を100株、平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

・平成28年４月７日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

区分	第15回新株予約権
発行決議日	平成28年４月７日
割当日	平成28年４月25日
新株予約権の数	10,590個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,059,000株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の発行価額	3,303円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり 138,800円 （１株当たり 1,388円）
権利行使期間	平成28年４月26日から 平成31年４月25日まで 注1
取得事由	注2
割当先	株式会社FIBC 注3

（注）1.新株予約権の取得事由に従って当社が新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する新株予約権については、取得日の前日までとする。

2.①当社は、新株予約権の取得が必要と取締役会が決議した場合は、新株予約権の割当日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、新株予約権1個につき、新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、新株予約権者の保有する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

②当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、取締役会が定める取得日の15取引日前までに通知したうえで、新株予約権1個につき、新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、新株予約権者の保有する新株予約権の全部を取得する。

③当社は、新株予約権の発行後、当日を含めた５連続取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が新株予約権の行使価額を超過した場合、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、新株予約権者に対し、新株予約権の全部又は一部の行使を請求（以下「行使指示」という。）することができる。

④新株予約権者は、当社から、前号に基づく行使指示を受けた場合には、東京証券取引所における当社の普通株式の出来高を勘案したうえで、速やかに行使指示のなされた新株予約権につき、行使請求をするよう努める。

3.当社は、株式会社FIBCとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権に係る総数引受契約を締結しております。

・平成28年10月28日開催の臨時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権

区分		第16回新株予約権
発行決議日		平成28年10月28日
新株予約権の数		15,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,500,000株 （新株予約権１個につき 100株）
新株予約権の発行価額		750円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 100円 （１株当たり 1円）
権利行使期間		平成31年３月１日から 平成31年６月30日まで
行使の条件		注
交付状況	当社取締役	新株予約権の数 14,435個 目的となる株式数 1,443,500株 交付者数 5名
	当社使用人	新株予約権の数 365個 目的となる株式数 36,500株 交付者数 5名
	外部協力者	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 交付者数 1名

（注）①新株予約権者は、平成29年２月期、平成30年２月期及び平成31年２月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、営業利益に減価償却費を加算した額の合計額が2,900百万円以上の場合、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、従業員又は外部協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と割当契約者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社を含むグループ会社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をするために「社員基本ルールブック」を制定し、グループ会社の全取締役及び使用人に周知・徹底する。

② 定例取締役会は、原則として毎月１回開催し、経営の方針､法定事項及びその他の経営に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。なお、重要案件が生じた場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

③ 代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議に従い職務を執行する。

④ 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

⑤ 取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役のうち１名以上は社外取締役とする。

⑥ 取締役の職務執行状況は、監査役会で決定した監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

⑦ 代表取締役社長の下に内部監査室を置き、定期的な内部監査により各部門の職務の執行状況を監査し、法令及び定款への適合性を確認する。

⑧ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切且つ迅速に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。

② 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

② 必要に応じてリスク管理委員会を開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

③ 大規模な事故、災害、不祥事等経営危機発生時には、「経営危機管理マニュアル」に基づき代表取締役を本部長とした「対策本部」を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切且つ迅速に対処するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、取締役及び執行役員の業務執行機能を分離する。

② 「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「役員規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

③ 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社からグループ会社の取締役又は監査役を派遣し、グループ会社における取締役の職務執行の監視・監督を行う。また、グループ会社の取締役等は、グループ会社の業務及び取締役等の職務の執行状況を定期的に取締役会に報告する。

② グループ会社を当社の一部署と位置づけ、グループ会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的・統括的に管理する。

③ 当社の管理担当取締役は、グループ会社の企業活動に関するリスクをグループ横断で統括する。

④ 内部監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施し、その業務全般に関する適正性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役と協議の上、管理本部員又は内部監査担当部員の中から、監査役の職務の補助をすべき使用人を指名することができる。

② 当該使用人に対する指揮命令権限は、監査業務を補助する範囲内において、監査役が持つものとし、取締役、部門長等の指揮命令は受けないものとすることにより、取締役からの独立性を確保する。

③ 当該使用人に対する人事考課は、監査業務を補助する範囲内においては、監査役がこれを行うことにより、取締役からの独立性を確保する。

④ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、優先して監査業務に従事するものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査役は、取締役会のほか執行役員会、リスク管理委員会等重要な会議に出席し、当社及びグループ会社の取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

② 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

③ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④ 監査役はいつでも職務の執行に係る資料を自由に閲覧することができるものとし、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。

⑤ 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲にかかる場合又は通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ通知する。

⑥ 監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこととし、当該報告者に対して不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、就業規則等に従って処分することができるものとする。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査役から受けた場合は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役には、法令に従い、社外監査役を含めるものとし、公正且つ透明性を担保する。
② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
③ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
④ 監査役は、グループ会社の監査役と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
⑤ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

① 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針とする。取締役及び使用人は、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
② 反社会的勢力排除に向けて、対応部署及び対応責任者を明確化し、所轄の警察等並びに弁護士との連携体制を整備することで、組織的に対応する。
③ 新規取引の開始時等において反社会的勢力との関係の有無を調査し、関係が判明した場合には直ちに取引を解除する。

④ 反社会的勢力への対応に関する社内規程（マニュアル等を含む）を制定し明文化し、教育・研修を実施することで、取締役及び使用人への周知を図る。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役会を19回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

(2) 監査役会を17回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務の執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

(3) 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

(4) 外注先に対する発注条件、発注手順等について、適用法令の遵守及び発注業務の適正化を目的として、全面的な見直しを行いました。

(5) 前事業年度に引き続き、情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた機密情報の漏えい防止を目的とした文書やデータの管理方法の更なる厳格化を図りました。

(6) 内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適時・適切に是正・改善いたしました。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　：移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの　：移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯　蔵　品　　：　最終仕入原価法による原価法

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：　主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～10年

無形固定資産：　定額法を採用しています。
自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(３年から５年)に基づく定額法を採用しています。
コンテンツについては、利用可能期間（１年から３年）に基づく定額法を採用しています。

長期前払費用：　均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金：　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ポイント引当金：　顧客がコンテンツをダウンロード又は閲覧するために、前もって購入等したポイントのうち当事業年度末未使用ポイント残高に対し、今後の使用により発生すると見込まれる費用負担額をポイント引当金として計上しています。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しています。

会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ12,296千円増加しております。

追加情報

（法人税率の変更等による影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年３月１日に開始する事業年度及び平成30年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9％に、平成31年３月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6％となります。なお、この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、1,641千円減少し、その他有価証券評価差額金が2,643千円増加し、法人税等調整額が4,284千円増加しております。

２．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　282,667千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債務　　177千円

３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高　　802千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式　　10,050,400株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議日	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年４月19日定時取締役会	普通株式	71,559千円	利益剰余金	7.2円	平成28年２月29日	平成28年５月10日

②当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年４月26日定時取締役会	普通株式	88,443千円	利益剰余金	8.8円	平成29年２月28日	平成29年５月16日

(3) 新株予約権に関する事項

発行決議日	株式の種類	株式の数
平成20年５月27日	普通株式	85,200
平成24年２月20日	普通株式	26,000
平成25年２月25日	普通株式	44,800
平成25年８月10日	普通株式	20,000
平成26年７月17日	普通株式	265,200
平成28年４月25日	普通株式	1,059,000

（注）平成25年９月14日付で普通株式１株を100株、平成26年３月１日付で普通株式１株を２株、平成26年12月１日付で普通株式１株を２株とする株式分割を行っております。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費超過額	41,378千円
未払事業税	9,517千円
貸倒引当金繰入超過額	3,388千円
資産除去債務	11,232千円
ポイント引当金	15,097千円
投資有価証券評価損	12,391千円
その他	5,066千円
繰延税金資産合計	98,072千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除却費用の資産計上額	10,422千円
投資有価証券評価差益	48,172千円
その他	92千円
繰延税金負債合計	58,687千円
繰延税金資産の純額	39,384千円

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営上必要な資金以外の余資を短期的な預金及び安全性の高い金融資産に限定して運用しております。また、資金調達については、銀行借入による方針です。

②金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、与信管理規程に基づき与信を管理することにより、取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であり流動性リスクが存在します。当該リスクに対しては、月次に資金繰計画を作成するとともに、日次で資金残高を把握確認するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,056,725	2,056,725	－
(2) 売掛金	3,201,127	3,201,127	－
(3) 関係会社長期貸付金	35,000	35,000	－
資産計	5,292,852	5,292,852	－
(1) 買掛金	3,997,537	3,997,537	－
(2) 未払金	159,615	159,615	－
(3) 長期借入金	1,460,000	1,460,000	－
負債計	5,617,152	5,617,152	－

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 関係会社長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを約定金利に金利水準（国債利回り）の変動を反映した利子率で割り引いた現在価値によっております。なお、1年以内に回収予定の関係会社長期貸付金は関係会社長期貸付金に含めております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該簿価価額によっています。なお、1年以内に返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 （千円）
非上場株式　（＊1）	1,753,612
関係会社株式（＊2）	648,393
差入保証金　（＊3）	164,809

（＊1）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

（＊2）　関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

（＊3）　これらについては、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 現金及び預金	2,056,725	－	－	－
(2) 売掛金	3,201,127	－	－	－
(3) 関係会社長期貸付金	6,996	28,004	－	－
合計	5,264,848	28,004	－	－

（注４）長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
長期借入金	156,996	628,004	675,000	－
合計	156,996	628,004	675,000	－

７．持分法損益に関する注記

関連会社が１社ありますが、損益等から見て重要性が乏しいため、記載しておりません。

８．関連当事者との取引に関する注記

種　　類	会社等の名　称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合（％）	関連当事者との関係	取　引内　容	取引金額（千円）	科　目	期末残高(千円)
役　　員	大和田和惠	(被所有)直接4.98	当社監査役	新株予約権（ストック・オプション）の行使(注1)(注2)	15,950	―	―
役員が議決権の過半数を所有している会社	株式会社ＦＩＢＣ	―	役員の兼任	新株予約権の発行(注1)(注3)	34,978	新株予約権	34,978

（注）1.　上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2.　平成20年５月27日開催の定時株主総会の決議に基づき付与された新株予約権の行使を記載しております。

3.　平成28年４月７日開催の臨時取締役会の決議に基づき平成28年４月25日に当社代表取締役社長 藤田恭嗣の資産管理会社である株式会社FIBCへ発行された新株予約権の払込金額を記載しております。

９．１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　　270円33銭

(2)　１株当たり当期純利益　　41円65銭

10．重要な後発事象に関する注記

(1) 株式取得による会社等の買収

当社は、平成29年２月28日開催の取締役会において、株式会社出版デジタル機構の株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成29年３月31日に株式を取得しております。

①株式取得の目的

事業規模の拡大等による電子出版コンテンツ流通プロセスの合理化、電子書籍ファイル形式に関する知見の共有や出版社向けの情報発信、電子書籍コンテンツの販売や流通方式の多様化に向けたシステム対応、新しいビジネスモデルの開発促進などを目的としております。

②株式取得の相手会社の名称

株式会社産業革新機構

③買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

ⅰ）被取得企業の名称　株式会社出版デジタル機構

ⅱ）事業の内容　　電子書籍取次、並びに電子書籍制作支援事業

ⅲ）資本金の額　　1,358百万円

④株式取得の時期

平成29年３月31日

⑤取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

ⅰ）取得する株式の数　72,800株

ⅱ）取得価額　　7,940百万円

ⅲ）取得後の持分比率　　70.52％

⑥支払資金の調達方法及び支払方法

借入金により充当

(2) 多額な資金の借入

当社は、平成29年３月30日及び同年同月31日を契約日として、下記の借入を行っております。

①使途

株式会社出版デジタル機構の株式取得資金等

②借入先の名称

金融機関６行

③借入金額

10,800百万円

④借入利率

市場金利に連動した変動金利

⑤借入実行日

平成29年３月30日及び同年同月31日

⑥最終返済期限

平成39年３月31日

⑦担保提供資産又は保証の内容

無

⑧その他重要な特約等

当社決算数値について一定の条件の財務制限条項が付された契約が含まれております。

以　上